



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 鴻 池 運 輸 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鴻 池 忠 彦
(コード番号：9025 東証第一部)
問 合 せ 先 広 報 ・ I R 室 長 藤 原 治
TEL. 03-6834-1690

取締役に対する株式報酬型ストック・オプション導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員退任慰労金制度の廃止及び取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストック・オプションを導入することを決議し、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 75 回定時株主総会に付議することにいたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストック・オプション導入の目的

当社取締役の報酬と株価の連動性を高めることにより、株価変動によるメリットとリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲をより高めることを目的に、役員の退任慰労金制度を廃止するとともに、株式報酬型のストック・オプションを導入することといたしました。

2. 株式報酬型ストック・オプションを導入するために付議する議案の内容

(1) 役員退任慰労金制度の廃止

現行の役員退任慰労金制度を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 75 回定時株主総会をもって廃止し、当該株主総会によって再任される取締役及び当該株主総会後も引き続き在任する監査役に対し、在任期間に応じた退任慰労金の打切り支給を行う旨の議案を当該定時株主総会に諮ることといたします。なお、打切り支給の時期は各人の退任後といたします。

(2) 株式報酬型ストック・オプションの導入

当社の企業価値を反映した株価と役員報酬の連動性を高めるため、株式報酬型ストック・オプション（権利行使価格が 1 円の新株予約権）制度を導入します。この株式報酬型ストック・オプションは役員退任慰労金制度に代わる仕組みとして、当社取締役（社外取締役を除く）に対して年額 1 億円を上限として割り当てます。当社取締役に対する報酬の

総額としましては従来から年額 8 億円以内としておりますが、これとは別枠にて株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等について当該株主総会に諮ることといたします。

なお、社外取締役及び監査役については、株式報酬型ストック・オプション制度の対象といたしません。

(3) 株式報酬型のストック・オプションの内容

①新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び総数

新株予約権の個数は、8,354 個を 1 年間の上限とします。目的となる株式の種類及び数は当社の普通株式 83,540 株を 1 年間の上限とします。新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は（以下「付与株式数」）は 10 株とします。なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等を行うことにより付与株式数を変更することが発生した場合、当社は必要と認められる調整等を行うことがあります。

②新株予約権の払込価額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価格を払い込み金額とします。新株予約権の割当を受けた者は、当該払込金額の払込に代えて、当社に対する報酬債権を相殺するものとします。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とします。

④新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内で、当社取締役会が定める期間とします。ただし、行使の期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日とします。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については相続による場合を除き原則として認めません。

⑥権利行使の条件

新株予約権者は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。その他の権利行使の条件については当社取締役会において決定するものとします。

⑦その他の新株予約権の内容等

上記の詳細並びにその他の新株予約権の内容につきましては、当社取締役会において決定するものとします。

(ご参考)

当社は、上記新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社の執行役員に対し当社が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価値を基準として決定される金額を払込金額として発行する予定であります。

以 上